# 令和5年度 文化の薫り高いかごしま形成事業 募集要項

本県の持つ多様な文化芸術を継続・充実・発展させるため、県内で行われる次の文化芸術活動を支援します。

- ① 県民の身近な場所での文化芸術鑑賞機会の提供に資する取組
- ② 活動員の高齢化等が進む団体の次世代への活動継承に資する取組
- ③ 観光, まちづくり等との連携に資する取組
- ④ 国内外の若手アーティストや文化芸術活動の指導者などの人材の育成 に資する取組
  - 募集期間

令和5年4月28日(金)から令和5年5月26日(金)必着

■ 問合せ・応募書類提出先

鹿児島県 観光・文化スポーツ部 文化振興課 文化企画係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 (9 F)

 $T \in L : 099 - 286 - 2537$ , FAX : 099 - 286 - 5537

E-mail: cpdbk@pref.kagoshima.lg.jp

令和5年4月 鹿児島県



# 1 対象となる事業等

### (1) 対象事業・助成率・上限額

次の文化芸術活動で、<u>助成金の交付決定日から令和6年3月10日(日)までの期間に実施される</u>もの。

なお、助成額は、申請額よりも減額される場合があります。

### 【文化芸術分野】

音楽、演劇、舞踊、美術、伝統芸能など文化芸術活動全般

日末、海豚、海岬、大門、山川五郎など入し五門石到土原				
対象事業	助成率・金額		象者	募集数
(事 業 区 分)		団 体	個 人	(注3)
①鑑賞機会提供支援	助成率:1/2			
文化芸術に触れる機会の少ない地域に	(千円未満の端数	0	0	14件程度
おいて、文化芸術の鑑賞機会を提供する	切捨て)			
取組(注1)、又は、子どもたちの文化芸	上 限:50万円			
術活動や鑑賞機会の充実に向けた取組				
②活動継承支援	助成率:1 / 2			
活動員の減少や高齢化が進む文化芸術	(千円未満の端数	0		5 件程度
団体が次世代への活動継承を図る取組	切捨て)			
	上 限:30万円			
③観光,まちづくり等との連携支援	助成率:1/2			
観光、まちづくりと連携した文化芸術	(千円未満の端数	0		5件程度
の振興に寄与する活動のうち、新規性及	切捨て)			
び集客効果等が見込まれる取組(注2)	上 限:50万円			
④人材育成支援(国内外で活躍する人材	助成率:1/2			
の育成)	(千円未満の端数	0		2件程度
ーーー コンテストや講習会の開催等により県	切捨て)			
内で文化芸術活動を行う人材を、国内外	上 限:50万円			
で活躍する人材へと育成するための取組				
⑤人材育成支援(若者の技術の向上)	助成率:2/3			
国内外での活躍を目指す若者が、コン	(千円未満の端数		0	2件程度
テストや講習会への参加等により、自身	切捨て)			1
の技術向上を図る取組	上 限:50万円			
⑥人材育成支援(指導者の指導力等の向	助成率:1 / 2			
上)	(千円未満の端数	0	0	2 件程度
文化芸術活動を支える指導者やスタッ	切捨て)			- 11 12/2
フが、講習会への参加等により、自身の	カル () 上 限:10万円			
スキルアップを図るための取組	工 四、107月7			
スキルアップを図るための収租				

- ※注1 人口10万人未満の市町村で実施されるものに限る。
- ※注2 地元市町村や観光・商工団体などの公的団体との連携が必須となります。
- ※注3 応募は1申請者につき1事業(1回限り)です。

### 【想定される対象事業の例】

# 対 象 事 業 (事業区分番号)

#### 事業の例

### ①鑑賞機会提供支援

文化芸術に触れる機会の少ない地域に - ・コンサートや演劇等の公演 おいて、文化芸術の鑑賞機会を提供する 取組、又は、子どもたちの文化芸術活動 や鑑賞機会の充実に向けた取組

- ・文化芸術の体験等ワークショップ
- ・絵画や書道、陶芸等の展示会 など ※人口10万人未満の市町村で実施又は子 どもを主たる対象として実施すること。

### ②活動継承支援

活動員の減少や高齢化が進む文化芸術 団体が次世代への活動継承を図る取組

- ・団体の課題解決、意識改革及び持続可 能な運営のためのアドバイザーの招へい
- ・文化芸術の魅力や団体の活動等の周知 及び新規会員獲得のための交流機会の設 置
- ・活動の周知・広報・保存継承のための 魅力的な広報ツール(ホームページ. You Tube) の作成 など

### ③観光,まちづくり等との連携支援

の振興に寄与する活動のうち、新規性及 び集客効果等が見込まれる取組

- 観光、まちづくりと連携した文化芸術 文化芸術イベントと地域マルシェの同 | 時開催
  - ・地域の歴史的な文化財などの会場等で の文化芸術イベントの開催
  - ・商店街等において文化芸術イベント・ 作品展示等の開催 など

# ④人材育成支援(国内外で活躍する人材 の育成)

コンテストや講習会の開催等により県一・コンテストの開催 内で文化芸術活動を行う人材を、国内外 で活躍する人材へと育成するための取組

- ・人材育成のための講習会の開催 など

# ⑤人材育成支援 ( 若者の技術の向上)

テストや講習会への参加等により、自身 参加 の技術向上を図る取組

- 国内外での活躍を目指す若者が、コン|・国内外のレベルの高いコンテストへの
  - ・国内外の芸術団体や学校により実施さ れる講習会、レッスンへの参加 など

# ⑥人材育成支援(指導者の指導力等の向 上)

文化芸術活動を支える指導者やスタット指導者養成講習会への参加 フが、講習会への参加等により、自身の ・アートマネジメント講座への参加 な スキルアップを図るための取組

- (2) 事業実施上の留意点等(各事業共通)
  - ① 助成終了後も実施・継続ができる見込みのある事業(活動)であること。
  - ② 著作権法等の関係法令等を遵守すること。
  - ③ ホームページやSNS等を通じて、イベント等のPR・情報発信に努めること。
  - ④ 本助成事業を活用していることが分かるよう、可能な限り、ポスター、 チラシ、プログラム、図録などの制作物には、『令和5年度 文化の薫り高 いかごしま形成事業 (鹿児島県)』の名称を記載すること。
  - (3) 本事業の対象とならないもの(各事業共通)
    - ① 宗教的、政治的、商業的宣伝意図のあるもの
    - ② 営利、チャリティを主たる目的とするもの
    - ③ 暴力団及びこれに準ずる団体が関わっていると認められるもの
    - ④ 国又は県の補助金を受けているもの

(補助金が、国・県の委託や補助等を受けて他団体から交付されているものである場合、国又は県の補助金と同等とみなし、対象外)

- ⑤ もっぱら、県民でない者による公演や県民でない者の作品の展示等を行うもの
- ⑥ 公演や講習会等を実施する際、不特定多数の者を対象としていないもの
- ⑦ 文化教室等が実施する会員を主とした発表会や公演会等

# 2 応募できる団体及び個人

- (1) 団体(各事業共通)
  - ① 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する文化芸術に関する活動(事業)を行っている団体であること。
    - (例) 文化芸術団体, 文化協会, NPO法人, 企業, 任意団体等
  - ② 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
  - ③ 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
  - ④ 所定の期間内に事業が完遂できると認められること。
  - ⑤ 県税に未納がないこと。
  - ※1 国や地方公共団体等は対象外となります。(応募事業の実施が、県又は 各市町村の指定管理業務等の委託内容に含まれている場合は、県又は各市 町村等が行う事業と同等とみなし、対象外となります。)

- ※2 上記に掲げる団体が実行委員会をつくり、申し込むこともできます。(中 核団体(中心になって活動する団体)でなければ市町村もメンバーに入る ことは可能です。)
- (2) 個人(人材育成支援(若者の技術向上・指導者の指導力等の向上)以外の事業)
  - ① 県内在住で文化芸術に関する活動を行っていること。
  - ② 専門とする芸術分野で一定の活動歴及び実績があること。
  - ③ 所定の期間内に事業が完遂できると認められること。
  - 4 県税に未納がないこと。
- (3) 個人(人材育成支援(若者の技術向上))
  - ※ 以下①及び②については、いずれか一方を満たすこと。
  - ① 県内在住で文化芸術に関する活動を継続的に行っており、40歳未満であること。
  - ② 県内在住の者の子で、県外の大学生等の教育機関に在籍し、文化芸術を 専門的に学んでいること。
  - ③ 活動(専門と)する芸術分野に係る団体又は学校等の推薦があること。
  - ④ 専門とする芸術分野で顕著な活動歴及び実績があること。
  - ⑤ 未成年者の場合、保護者の同意があること。
  - ⑥ 講習会, コンテスト等に参加する場合, その参加が確定(または見込み) であること。
  - ⑦ 所定の期間内に事業が完遂できると認められること。
  - ⑧ 県税に未納がないこと。
- (4) 個人(人材育成支援(指導者の指導力等の向上))
  - ① 県内在住で文化芸術に関する活動を継続的に行っていること。
  - ② 専門とする芸術分野で指導者として顕著な活動歴及び実績があること。
  - ③ 所定の期間内に事業が完遂できると認められること。
  - ④ 県税に未納がないこと。

# 3 対象となる経費

「1 対象となる事業等」を実施するために直接必要となる経費のうち、<u>令</u> 和5年4月1日(土)から令和6年3月10日(日)までの期間中に支払を完了 させたもの。

※ 領収書、明細書等がないものは、経費として認められません。

なお、日付、金額、取引内容(経費明細)、宛名が分かる場合はレシートでも可とします。

# 〇 助成対象経費

項目	内容
研修費	【人材育成支援(若者の技術向上・指導者の指導力等の向上)のみ】
	参加料,受講料 等
	※受講料等が分かる書類(募集要領、開催要領等)を添付してください。
報償費	講師等謝金,出演料 等
	※「①鑑賞機会の提供」及び「③観光、まちづくり等との連携」に係るものは、原則と
	して本番のみ対象とします。
	なお、客演や招待者については、本番に加え、合同リハーサル及びゲネプロのみ対象
	とします(団体構成員の練習は対象外)。
	※報償の対価となる内容(従事内容,回数,時間等)及び積算の根拠を提出してください。
	※源泉徴収等が必要な場合は、各団体等で行ってください。
旅費	交通費,宿泊費 等
	※「①鑑賞機会の提供」及び「③観光,まちづくり等との連携」に係るものは,原則と
	して本番に係る旅費のみ対象とします。
	なお,客演や招待者については,本番に加え,合同リハ―サル及びゲネプロに係る旅  
	費のみ対象とします。
	※公共交通機関の利用を原則とし実費(実績報告時、領収書等により確認)とします。
	※路線バスを利用するなど、領収書の発行ができない区間の交通費は、団体又は県の旅
	費規程に基づき算出した額とします。
	※宿泊費は県の旅費規程額を上限とします。
<b></b>	※タクシー、ハイヤーの利用は補助対象になりません。
需用費	【下記以外の事業の場合】
	印刷費、消耗品費 等
	【人材育成支援(若者の技術向上・指導者の指導力等の向上)の場合】
	材料費,消耗品 等    ※事前に見積徴収を行う(原則複数)等、内容(品名、数量、単価等)及び積算の根
	次争前に見傾倒収を打り、原則複数)寺、内谷(品石、数重、単画寺)及び傾昇の依
	で記以外の事業の場合】
   役務費	【『記めの事業の場合】
汉7万县	過信員, 建減員, 広台量広員, 記録員 マ  【人材育成支援(若者の技術向上・指導者の指導力等の向上)の場合】
	通信費、運搬費等
	過日員, 全滅臭 マ  ※事前に見積徴収を行う(原則複数)等, 内容(業務, 回数, 時間等)及び積算の根拠
	を明確にしてください。
	であることである   ※記録費(写真・動画の撮影,映像編集等)については,広く外部へ活動内容を周知す
	るために使用する場合のみ対象とします(助成金報告用、内部記録用、関係者への配
	布のみに使用する場合は対象外)。
使用料・賃	会場使用料,音響費,照明費,会場付帯設備費,器具使用料,撮影機材賃借料
借料	等
	※事前に見積徴収を行う(原則複数)等,内容(使用施設や設備等名,時間,単価等)
	及び積算の根拠を明確にしてください。

賃 金	本事業のために臨時で雇用するアルバイト整理員賃金等
委託料	【①鑑賞機会提供支援、②活動継承支援、③観光、まちづくり等との連携支援、
	④人材育成支援(国内外で活躍する人材の育成)の場合】
	撮影、映像編集、配信等に係る委託料
	※事前に見積徴収を行う(原則複数)等,委託内容(業務,回数,時間等)及び積算の
	根拠を明確にしてください。
	※撮影、映像編集については、広く外部へ活動内容を周知するために使用する場合のみ
	対象とします(助成金報告用、内部記録用、関係者への配布のみに使用する場合は対象
	外)。
その他	前各号に掲げるもののほか、その他知事が特に必要と認める経費

### 〇 助成対象外経費

◆ 事務運営管理に関する経費

事務所の光熱水費,電話代,交際費,ホームページ作成及び運営費,事務所維持人件費,助成対象団体の構成員の人件費(ただし,本事業のために臨時で雇用する者(アルバイト)の賃金は除く)など

◆ 備品類等の購入経費

本事業終了後も繰り返し使用が見込まれるもの(例:衣装代,楽器・楽譜,美術品,事務機器,什器)の購入経費 など

- ◆ 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費 飲食費、交際費・接待費、レセプション・打ち上げ等のパーティー経費、 印紙代など
- ◆ その他の経費

記念品代、個人への支給品代、出演者への花束代、主催者が管理する会場や道具類の使用料またはそれに類する経費、航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金) など

- ※ これらの経費の取扱いは、委託した場合についても同様です。
- ※ 以上に記載されていない経費については、担当課(観光・文化スポーツ 部文化企画課文化企画係)にお問い合わせください。

# 4 募集期間と応募方法

(1) 募集期間

令和5年4月28日(金)から令和5年5月26日(金)必着

(2) 応募方法

電子メール又は郵送

※ 5 M B を超えるデータはメールでの受取ができませんので、事前にご相談ください。

### (3) 応募書類

応募書類は、別に定める「記載要領」を十分確認の上、作成してください。

- ① 第1号様式(各事業共通)
- ② 第1号様式別紙1-1~4(※該当する事業区分のもの)

事業区分①, ③, ④の場合は別紙1-1

事業区分②の場合は別紙1-2

事業区分⑤の場合は別紙1-3

事業区分⑥の場合は別紙1-4

③ 第1号様式別紙2-1又は2(※該当する事業区分のもの)

事業区分①、②、③、④の場合は別紙2-1

事業区分5. ⑥の場合は別紙2-2

- ④ 推薦書,誓約書(※事業区分⑤の場合のみ)
- ⑤ 添付書類
- ※ ①から④の様式は、県HPの文化芸術振興のページにも掲載しています ので御利用ください。

ホーム>教育・文化・交流>文化・芸術>文化芸術振興>

http://www.pref.kagoshima.jp/ab10/kyoiku-bunka/bunka/shinko/r5bunnkanokaori.html

- ※ 提出していただいた書類はお返しいたしませんので御了承ください。
- ※ 可能な限りパソコンでの作成をお願いします(手書きで作成する場合は 丁寧な記載をお願いします)。

#### (4) 応募先

鹿児島県 観光・文化スポーツ部 文化振興課 文化企画係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 (9 F)

 $T \in L : 099 - 286 - 2537$ 

E-mail: cpdbk@pref.kagoshima.lg. ip

#### 5 募集説明会の開催

(1) 日時

令和5年5月9日(火) 10:00~(1時間程度) ※Web 参加も可

(2) 場所

かごしま県民交流センター 3 F 大研修室 2

#### (3) その他

会場参加・Web参加ともに、事前参加申込みが必要です。

https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=rSaHGvKo

※ 応募に当たって募集説明会への参加は必須条件ではありません。

### 6 審査・選考方法

- (1) 助成対象団体は、応募書類を基に、担当部局による書類審査(応募要件や必要書類の確認等)の後、応募要件を満たした団体について、外部有識者等で構成する「選考委員会」による評価・審議を踏まえ、選考・決定いたします。
- (2) 必要に応じてヒアリングや追加資料提出をお願いすることがあります。

# 7 審査基準

審査は以下の基準により行います。

(1) 事業の目的

事業の目的が明確で、各事業区分の趣旨に合致しているものであるか。

- (2) 事業の内容
  - 目的に照らして適切な取組となっているか。
  - ・ 文化芸術活動の鑑賞機会の提供・充実や団体の活動の継続、人材育成に 資するものとなっているか。(事業区分①,②,④,⑤)。
  - 集客効果が見込まれ、市町村や関係団体と連携した観光やまちづくりなど、地域の活性化に資するものとなっているか。(事業区分③)
  - 事業効果を高めるために、新たな取組や独自の工夫がなされているか。
- (3) 事業の実現性
  - 事業内容や実施体制は、具体的で実現可能な事業であるか。
  - 目標の達成又は今後の活動の継続・発展が期待できるか。
- (4) 収支計画の妥当性

収支計画は、事業内容に見合っており、助成金が有効に活用されるものと なっているか。

(5) 公益性

受益者が特定の者に限定されず、広く県民が鑑賞、参加等のできるものであるか。(事業区分⑤、⑥を除く)

### 8 選考結果と助成金の申請

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての団体に対し、文書にてお知らせいたします。また、採択した事業は、県のホームページにて公表します。

(2) 助成金の交付申請

選考の結果,採択された団体には,所定の「助成金交付申請書類」を提出していただきます。(「文化の薫り高いかごしま形成事業助成金交付要綱」(以下「助成金交付要綱」)によること)

(3) 助成金の交付決定

交付申請を受けた後、県より交付決定を通知します。

事業計画に沿って、事業を実施してください。

※ 必要に応じて事業変更交付申請・変更交付決定を行います。

(4) 実績報告

対象となる事業が完了してから30日以内又は令和6年3月11日(月)のいずれか早い日までに、次の①から④に掲げる書類を提出してください(①及び②は「助成金交付要綱」に定める様式によること)。

なお、⑤については別途県が定める様式・期限により提出してください。

- ① 事業実績書
- ② 収支決算書
- ③ 対象経費の支出を証する帳簿等(領収書等)の写し
- ④ 事業に関連する写真、チラシ・ポスター等の資料等
- ⑤ 事例集作成用の事業報告書( A4 2頁程度)
- (5) 助成金の交付確定

実績報告を受けた後、県より交付確定を通知します。

(6) 助成金の交付

請求書の提出後、助成金を交付します。

### 9 事後の効果検証

②活動継承支援, ⑤人材育成支援(若者の技術の向上), ⑥人材育成支援(指導者の指導力等の向上)については、申請時に提出された3か年の事業計画書の達成状況について、報告を求めることがありますのでご留意ください。

なお、県からの求めがあった際に、報告書の提出がなされない場合は、補助金の返還を求めることがあります。

# 10 情報公開・情報提供

事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、応募状況、選考結果及び助成事業の実施結果等については、随時、県のホームページ等で公開いたします。

また、交付を受けた団体においても、活動状況等について、パンフレットやチラシなど積極的な情報提供をお願いいたします。

# 11 事業スケジュール

##===	FA =
募集要項公表	【令和5年4月28日(金)】
応募用紙の配布	様式は県のホームページからダウンロードできます
	※ インターネットを利用されていない方は、ご連絡ください。
募集説明会開催	【令和5年5月9日(火) 10:00~】 ※ 希望者のみ
	かごしま県民交流センター 3F 大研修室2
募集期間	【令和5年4月28日(金)~5月26日(金)必着】
応募方法	応募方法:メール又は郵送
審査・選考	【令和5年5月下旬~6月】
	審査・選考、選考結果通知
交付決定	【令和5年7月上旬(予定)】
	助成金交付申請,交付決定
補助対象期間	【補助金の交付決定日から令和6年3月10日(日)】
	事業計画に沿って事業実施
	(必要に応じて事業変更承認申請・変更承認通知)
事業完了	・事業完了後30 日以内又は令和6年3月11日(月) のいずれか早い日
	までに実績を報告
	・助成金の額の確定・助成金の交付
	・事例集作成用の事業報告書の提出